⑦　救急隊と医療機関で傷病者情報の共有を可能とする「救急医療情報連携プラットフォーム」を構築

これまで救急隊と医療機関間の救急患者の搬送調整においては、搬送先医療機関が決定するまで救急隊員が電話を繰り返し、その都度傷病者情報を説明する必要があり、現場滞在時間が延伸する一因となっていることが指摘されてきた。その対策として、プラットフォームを介することにより、救急隊と複数の医療機関が視覚的情報を含む傷病者情報を同時に共有し、搬送調整のための時間の短縮を図ることを可能とするため、2024年度には静岡県（静岡市及び湖西市）において令和５年度補正予算「救急医療情報連携プラットフォームモデル事業」を実施し、2025年度には新しい地方経済・生活環境創生交付金（デジタル実装型ＴＹＰＥＳ）を活用し「災害時活用も視野に入れた救急医療機関と消防機関のワンストップ連携」として、広島県において救急医療情報連携プラットフォームを試験的に構築し運用している。

2026年度には、マイナ救急（救急隊員が傷病者のマイナ保険証を活用し、病院選定等に資する情報を把握する取組）との情報連携も踏まえた、システム仕様書と要件定義書を作成し、2027年度には、全国展開に向けたシステム構築を行い、プレ運用を実施し、2028年度以降の全国展開を目指す。

⑧　次の感染症危機に備えた対応等

次の感染症危機に備え、医療機関における感染症の発生届等に係る入力業務の負担軽減を図るため、一部の感染症について、発生届をＤＸ審査支払機構又は連合会を経由する方法により届け出ることができる仕組みについて2027年度までに検討し、2028年度中に方針を決定する。

このほか、次の感染症危機への対応も見据え、患者の検査や検体に関する情報の収集や、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）の規定による発生届を起点とする各種手続（入院勧告の書面通知等）等のデジタル化・簡素化を含む、今後の感染症対応に関する施策のデジタル化のあり方について、検討を進める。

また、次の感染症危機に備えた体制整備や収集した臨床情報及び検体の医薬品開発等への利活用を促進するため、2028年度中に各医療機関からの臨床情報を収集する中央データセンターの構築・電子カルテシステムとの連携に関する検討、対象感染症の拡大に向け検討を進める。

⑨　診断書等提出の電子化

国や自治体が実施する事業等に関する手続を行う際に、国や自治体等に提出する多様な診断書等について、医療機関から電磁的方法により発行し、かつ提出先まで電磁的方法により送達するための基礎となる汎用性の高い仕組みの構築について必要な検討等を行い、2030年度以降の運用開始を目指す。

⑩　ＨＰＫＩ等の暗号移行対応等

ＨＰＫＩ（保健医療福祉分野の公開鍵基盤）及びオンライン請求ネットワーク関連システム共通認証局で使用される電子証明書に関し、現在使用している暗号化方式が、暗号技術検討会及び関連委員会（ＣＲＹＰＴＲＥＣ）の暗号強度要件に関する設定基準において定められたセキュリティ基準に2030年をもって適合しなくなるため、ＣＲＹＰＴＲＥＣのセキュリティ基準に適合する暗号化方式へ移行し、ＨＰＫＩ及び共通認証局の継続的な安定稼働に向けた対応を行う。その際、ＨＰＫＩについては、カード取得やリモート署名サービス利用に伴う費用が医療従事者や医療機関等の負担となり、普及への課題となっていることを踏まえ、移行に伴い過度な負担が生じないように配慮する。また、医療ＤＸの電子署名基盤となる医療等分野における電子署名基盤のあり方について、引き続き、検討を行う。

⑪　医薬品コードの整備

医療現場にとって電子処方箋システムを利用しやすく安全に運用できる仕組み・環境の構築に当たっては、システムベンダーや医療機関・薬局のシステム担当者の負担を軽減するため、医薬品コードの整備等を進めるとともに、コードの早期付番を行う。さらに、2028年度をめどに医療用医薬品の流通分野のキーコード（ＧＳ１コード）とＹＪコードを含む公的なデータベースを公開し、維持管理する。

⑵　介護情報基盤

①　介護保険の利用者、自治体、介護事業所、医療機関等における介護情報等を電子的に共有できる情報基盤の整備

利用者本人、自治体、介護事業所、医療機関といった関係者が利用者に関する情報を共有、活用できる介護情報基盤の整備を進める。具体的には、2026年度から、介護情報基盤との連携機能を含めた介護保険システムの標準化対応が完了した自治体から、順次、介護情報基盤の利用を開始し、2028年度をめどに全ての自治体で利用が開始されることを目指す。あわせて、医療情報基盤との情報連携など、介護情報基盤の機能の拡充に向けた検討を行う。

⑶　行政・自治体情報基盤

①　ＰＭＨ分野横断共通機能の運用

自治体や医療機関等の間で必要な情報を安全に交換できる情報連携の仕組みであるＰＭＨの分野横断共通機能について、当該機能を利用する医療費助成のオンライン資格確認、予防接種事務のデジタル化、母子保健ＤＸ、自治体検診事務のデジタル化、介護情報基盤の整備等の取組を着実に実施できるよう、2027年度から、デジタル庁からＤＸ審査支払機構に適切にシステム移管し、ＤＸ審査支払機構において安定的な実施体制の下、管理・運用等を行う。

②　医療費助成のオンライン資格確認の更なる推進

医療費助成のオンライン資格確認については、参加自治体を順次拡大し、2026年度中の全国規模での導入を目指すとともに、安定的な実施体制の下、医療費助成のオンライン資格確認に係るシステムの管理・運用等の業務を実施できるよう、2027年度から、デジタル庁からＤＸ審査支払機構に適切にシステムを移管する。

また、2027年度以降も未導入の自治体や制度については、導入に向けた課題を整理しつつ、早期の導入を進めるとともに、医療機関等でのシステム改修を進め、全国どこでも、マイナンバーカード１枚で医療機関等を受診等できる環境整備を進める。

③　予防接種事務のデジタル化

予防接種に係る事務については、2026年６月から、デジタル化の基盤となる予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムの運用を開始し、現在紙で行っている予診票の記入、勧奨通知・接種記録の送付等の各種事務をデジタル化し、自治体、医療機関及び住民の間で予防接種に関する情報を安全に交換できる仕組みを構築したところである。

安全なネットワーク環境において予防接種に関する情報を引き続き共有できるよう必要な検討を行いながら、2028年度をめどに進む自治体システムの標準化の取組の状況を踏まえ、全国的な運用を開始する。

④　母子保健ＤＸの推進

母子保健ＤＸについては、2023年度より希望する自治体において、乳幼児健診等について、ＰＭＨを活用した実証事業を開始している。また、電子版母子健康手帳については2025年度にガイドラインを作成した。乳幼児健診等について、2026年度末から、特に集団健診を中心に、全国の自治体への展開を開始する。医療機関での妊婦健診については、医療機関への普及を推進するため、標準仕様に準拠した電子カルテ等との連携仕様を検討する。また、里帰り出産時において、償還払い等の煩雑な事務手続なく、自治体を越えて利用を可能とする集合契約・請求支払システムについて、2026年度にシステム要件定義を行い、2027年度以降に開発・運用等を進める。